

OMEP 日本委員会

OMEP Japan 乳幼児研究ジャーナル 論文等投稿規則

(目 的)

第1条 この規則は、「OMEP Japan 乳幼児研究ジャーナル編集規則」第6条に基づき、『OMEP Japan 乳幼児研究ジャーナル』への投稿に関する詳細を定めることを目的とする。

(人権への配慮)

第2条 著者は、投稿論文等（研究論文、実践報告、その他の論考・資料等）の内容及び研究手続き全般において、子どもの健全な発達とそのための保育活動を損なわないように、十分な配慮をする。その際、（一般社団法人）日本保育学会が提供する『保育学研究倫理ガイドブック』の最新版等（以下、『保育学研究倫理ガイドブック』）に従い、研究倫理についても十分遵守するとともに、投稿論文等チェックリストで点検を行う。

(投稿条件)

第3条 投稿論文等は、少なくともその筆頭著者が会員であることを要する。

(ウェブ審査とウェブ投稿)

第4条 審査は、すべてウェブ上で行われるため、投稿論文等は、PDF と Word ファイルの形式で作成し、電子投稿システムを介して投稿する。詳細は、論文等執筆要項を参照すること。

(未公刊)

第5条 審査の対象となる投稿論文等は、未公刊のものに限る。

(二重投稿の禁止)

第6条 二重投稿はこれを禁じる。その定義については、「OMEP Japan 乳幼児研究ジャーナル編集規則」第12条の定めるところとする。

(利益相反)

第7条 研究論文と実践報告は、『保育学研究倫理ガイドブック』に基づき、利益相反状態を筆頭著者が共著者分をまとめて申告する。また、付記に利益相反の有無を記載する。

(原稿種別)

第8条 研究論文（特集論文等も含む）、実践報告、その他の論考・資料等、掲載を希望する種別について、投稿の際に電子投稿システムにて明記する。

(原稿の長さ)

第9条 研究論文の長さは、原稿 15 ページ以内とする（表題・副題・著者名・所属機関名・日本語要旨・英語要旨・本文・表・図・注・謝辞・付記・文献・資料等、必要なものをすべてを含む）。原稿 1 ページは、2208 字とする。

2. 実践報告、その他の論考・資料等の長さは、原稿 10 ページ以内とする（表題・副題・著者名・所属機関名・日本語要旨・本文・表・図・注・謝辞・付記・文献・資料等、必要なものをすべてを含む）。

3. 著者名や所属機関名、謝辞や付記などは、採択後の最終提出原稿以外には記載しない。ただし、それらを記載することを想定して、原稿ページ数をカウントする。

(原稿の作成方法と書式)

第10条 投稿論文等の原稿は、最新の「論文等執筆要項」に従って作成する。体裁が合致しない、また分量を超えた投稿論文等は審査の対象とならない。

(原稿の改稿)

第11条 「掲載可」となった場合、審査結果通知書に記載された内容に十分留意した上で必要な改稿を行う。

2 初回審査後の修正期間は1ヶ月以内とする。

3 「掲載可」となって必要な修正が終わった段階で、完成原稿と図表原稿を電子データで提出する。提出の方法については、別途指示する。

(著作権について)

第12条 『OMEP Japan 乳幼児研究ジャーナル』に掲載する論文の著作権は OMEP 日本委員会にある。最終的に論文等の掲載が決まった後、著作権委譲書を提出すること。

(校正について)

第13条 校正は、初校を著者が、再校以降はジャーナル編集委員会が行う。

2 紙媒体の冊子、抜刷は作成しない。

(問い合わせ先)

第14条 不明な点については、本会ジャーナル編集委員会へ問い合わせる。

(改 定)

第15条 この規則の改廃は、ジャーナル編集委員会の議を経て理事会が行う。

附則 本規則は、令和7（2025）年4月1日から施行する。